

平成30年7月4日

企業法務研究会第93回
～改正民法下における売買契約（主に瑕疵担保責任）～

加藤&パートナーズ法律事務所
弁護士 加藤 真朗
弁護士 杉田 朋希

第1 改正民法の施行日

平成32年（2020年）4月1日

第2 「瑕疵担保責任」から「契約不適合責任」への改正に伴う問題

1 現行規定

■瑕疵担保責任とは

- ・売買の目的物に欠陥等の不具合があった場合における売主の責任
- ・目的物に「隠れた瑕疵」がある場合に、損害賠償請求または解除をすることができる（現行570条）。

【現行規定】

(売主の瑕疵担保責任)

第570条

売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第566条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。

(地上権等がある場合等における売主の担保責任)

第566条

売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。

2・3（略）

2 問題の所在

(1) 法定責任説と契約責任説の対立

法定責任説：売主は、瑕疵があったとしても目的物を現状のまま引き渡す債務のみを負うことを前提とする考え方

契約責任説：売主は、契約内容に適合した目的物を引き渡す義務を負うことを前提とする考え方

(2) 規定の解釈の不明確性

・瑕疵担保責任の規定が不特定物売買（代替可能な物の売買）にも適用されるのか、賠償の範囲として、信託利益（契約が有効であると信託したために発生した損害）に留まるのか、履行利益（契約内容どおりに債務が履行された場合に得られたであろう利益）まで請求できるのかにつき争いが生じていた。

・条文上、瑕疵担保責任を問う場合の救済方法が不明確であり、履行の追完（修補請求・代物請求等）や代金減額請求について条文上明記していない。

・判例の立場も、法定責任説及び契約責任説のいずれに立つものなのか明らかでなかった。

3 改正法

（買主の追完請求権）

第562条

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

（買主の代金減額請求権）

第563条

前条第1項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 (略)

3 第1項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(買主の損害賠償請求及び解除権の行使)

第564条

前2条の規定は、第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

(1) 改正の要点

- ・瑕疵担保責任の法的性質について契約責任説を採用
- ・「瑕疵」との文言を、目的物の品質等が「契約の内容に適合しない」へ
- ・「隠れた」要件（買主の善意無過失）の削除
- ・買主は、売主に①修補等の履行の追完、②代金減額、③損害賠償、④契約の解除を請求できることを明記

(2) 「契約不適合」の場合の損害賠償及び解除

では、契約不適合の場合に認められる損害賠償及び解除の規律はどのようになるか。
→改正法のもとでの損害賠償及び解除の一般的規律に従う。

(債務不履行による損害賠償)

第415条

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- 一 債務の履行が不能であるとき。
- 二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(催告による解除)

第541条

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。



(催告によらない解除)

第542条

次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
- 二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 (略)

4 改正法の下でのルールのポイント

- ・ 特定物であろうと不特定物であろうと、目的物が「契約不適合」の場合には、買主に追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権及び解除権が認められる。
- ・ 損害賠償責任の要件として売主の帰責事由が必要であり、損害賠償の範囲に履行利益が含まれる。
- ・ 善意無過失要件が不要（「隠れた」要件の削除）とされ、契約において予定されていた品質等か否かが考慮されることになった。
- ・ 解除の可否は第541条・第542条の要件で決せられる。なお、解除の要件として売主の帰責事由は不要。
- ・ 解除の要件として、不適合の程度が軽微でないことが求められる。

【筒井健夫=村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』281頁】

「催告解除に当たっては契約の不適合の程度が軽微でないとの要件を満たす必要がある（新法第541条ただし書）。その判断に際しては、契約目的の達成・不達成は最も重要な考慮要素となるものと解される。」

→このような立法担当者の見解からすれば、契約目的が達成できない場合であれば、原則として催告解除は可能と考えられる。

→かかる規律を踏まえると、改正民法下における契約書実務においては、解除に関わるルール（契約目的や、不適合の軽微性の判断基準など）を明示しておくのも有用と考えられる。

5 他法令との整合性

(1) 商法

○整備法による改正後の商法

（買主による目的物の検査及び通知）

商法第526条

商人間の売買において、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なく、その物を検査しなければならない。

2 前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなれば、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。売買の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを直ちに発見することができない場合において、買主が6箇月以内にその不適合を発見したときも、同様とする。

3 前項の規定は、売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことにつき売主が悪意であった場合には、適用しない。

・商法第526条は実質的に現状維持

・検査の結果、契約不適合を通知した場合における損害賠償の範囲等については、改正民法のルールが適用される（最判平成4年10月20日民集46巻7号1129頁）

【最判平成4年10月20日民集46巻7号1129頁】

商法526条は、商人間の売買における目的物に瑕疵又は数量不足がある場合に、買主が売主に対して損害賠償請求権等の権利を行使するための前提要件を規定したにとどまり、同条所定の義務を履行することにより買主が行使し得る権利の内容及びその消長については、民法の一般原則の定めるところによるべきである。

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）

※新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保責任についての特別法

○整備法による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律

(定義)

第2条(略)

2～4(略)

5 この法律において「瑕疵」とは、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態をいう。

(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任)

第94条

住宅を新築する建設工事の請負契約(以下「住宅新築請負契約」という。)においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの(次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。)の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ。)について、民法(明治29年法律第89号)第415条、第541条及び第542条並びに同法第559条において準用する同法第562条及び第563条に規定する担保の責任を負う。

- ・品確法においても、瑕疵の定義を契約責任説に沿って明示しているほか、契約不適合責任に基づく救済手段についても改正民法の規律と同様、履行の追完、代金の減額、損害賠償及び解除が可能であることを明記

6 事例の検討

【事例1-1】

買主Aは、自動車メーカーの販売店である売主Bから、新車を購入したが、購入した車には、ブレーキに不具合があり、その車体には、大きなキズが付いていた。Aは、Bに対して、どのような請求をすることができるか。

【事例1-2】

買主Aは、売主Bから、Bが所有する中古車を購入したが、購入した車には、ブレーキに不具合があり、その車体には、大きなキズが付いていた。Aは、Bに対して、どのような請求をすることができるか。

(1) 「瑕疵」概念と「契約不適合」概念は異なるのか

現行法下の判例においても、瑕疵の有無の判断に当たっては、契約における合意内容が考慮されていた。

【最判平成22年6月1日民集64巻953頁】

売買の対象となった土地の土壤にふっ素が含まれていたことが「瑕疵」にあたるか否かにつき、「売買契約の当事者間において目的物がどのような品質・性能を有することが予定されていたかについては、売買契約締結当時の取引観念をしんしゃくして判断すべき」としたほか、「本件売買契約の当事者間において、本件土地が備えるべき属性として、その土壤に、ふっ素が含まれていないことや、本件売買契約締結時に有害性が認識されていたか否かにかかわらず、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある一切の物質が含まれていないことが、特に予定されていたとみるべき事情もうかがわれぬ。」とも述べた。そのうえで最高裁は、「本件売買契約締結当時の取引観念上、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認識されていなかったふっ素について、本件売買契約の当事者間において、それが人の健康を損なう限度を超えて本件土地の土壤に含まれていないことが予定されていたものとみることはできず、本件土地の土壤に溶出量基準値及び含有量基準値のいずれをも超えるふっ素が含まれていたとしても、そのことは、民法570条にいう瑕疵には当たらない」とした。

このように、従前から「瑕疵」の判断において契約の合意内容が重視されていることからすれば、改正民法下の「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき」という「契約不適合」概念は、従前の「瑕疵」概念と基本的には異ならないと考えられる。

(2) 目的物の種類、品質等の詳細を契約書に記載する必要が生ずるか

前項で述べたように、従前より、「瑕疵」の判断においては契約当時の取引観念や当事者の合意内容が考慮されてきた。

→そうだとすると、「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」と明記された改正民法下においても、詳細を契約書に明示しなかったからといって、「契約不適合責任」による救済が買主に認められなくなるわけではないと考えられる。

→改正民法下においても、必ずしも目的物に関する詳細な事項を契約書に記載しなければならぬものではないと考えられる。

→もっとも、契約書において、目的物に関する詳細な事項を明示しておいた方が良いと考えられる。

■事例1-1について

※新車の売買契約の場合、ブレーキの不具合も車体のキズもないのが当然であると考えられるため、ブレーキの不具合や車体にキズのある新車は、目的物として契約不適合であると考えられる。



■事例1-2について

※中古車の売買契約の場合、車体のキズがあるのも見込まれているのでは。

※ブレーキの不具合は、走行に支障を来すため、中古車であっても存在しないのが当然ではないか。

※仮に中古車の購入目的が自宅での展示用であれば、ブレーキの不具合があっても、運転しないのだから問題ないのではないか。

→契約の目的によって「契約不適合」の判断が異なりうるため、新車の場合よりも、契約書において、契約の目的や目的物、あり得る不具合の取扱いの詳細を記載しておく意義は大きいと考えられる。

(3) 「隠れた」要件は改正民法下ではどのように整理されるか

【事例1-3】

買主Aは、売主Bから、Bが所有する中古車を購入したが、購入した車には、ブレーキの不具合があり、その車体には、大きなキズが付いていた。BはAと売買契約を結ぶにあたり、ブレーキの不具合及び車体のキズがありうることをAに口頭で伝えていたが、このような状況の下でAが、契約に不適合な目的物を引き渡されたとして、Bに対し責任追及を行った場合、Bは請求に応じなければならないか。

・改正により「隠れた」（買主の善意無過失）要件が不要となるが、買主の立場から、不具合について悪意の買主の保護はどのようになるか。事例1-2と比べてどのような違いが生ずるか。

【潮見佳男著『民法（債権関係）改正法の概要』260頁】

改正前民法は種類・品質面での瑕疵について「隠れた瑕疵」という要件を立てているのに対して、本条が「隠れた」という要件を外している点にも注目すべきである。もっとも、これは、改正前民法のもとでの実務を変更する意図に出たものではない。むしろ、理論面での整合性を確保した結果としての変更である。すなわち、「隠れた瑕疵」とは、契約をするにあたっての買主側の善意無過失（＝瑕疵の認識可能性）を指しているところ、買主側の認識可能性は、「その売買契約において、当事者が売買の客体に与えた意味は何か」という点（＝契約内容の確定）に関する判断——契約の解釈——に取り込まれているから、「契約適合性」と分けて判断することは理論的に説明がつかないと考えられたことによる。（中間試案補足説明407頁、部会資料75A・19頁）

【筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』280頁】

他方で、目的物の瑕疵等についての買主の善意（旧法第565条）又は善意無過失



は、損害賠償請求や解除の要件ではない。売主や買主が目的物の瑕疵等の存在を知っていたか否かといった事情は、どのような品質の目的物を引き渡すことを内容とする契約であったのかを確定する際にその判断要素となる。

・現行法下においても、「隠れた」の該当性判断は、目的物の性能・品質に関する契約解釈の判断に取り込まれていたところであり、この点は民法改正後も変化はないと考えられる。

→【事例1-3】のように、買主が目的物の不具合を知っていたという事情は、不具合を承知のうえで目的物を買受けた、つまり引き渡された「目的物」が「契約の内容に適合」していたとの判断に傾くと考えられる。

・では、不具合を知っていたか知らなかったか（善意か悪意か）については、どのように判断されるか。

→交渉経緯や契約書の文言などから明らかにすべきと考えられる。そうすると、契約締結時点で判明している目的物の不具合やキズ等については、その取扱いを契約書で定めておくほか、売主としては、買主に現物を確認してもらい、異議を述べない旨の署名をもらうことが、紛争を未然に防ぐのに有用であると考えられる。

(4) 「契約不適合」責任における買主の救済手段の選択

【事例1-4】

(1) 買主Aは、中古車ディーラーである売主Bから中古車を購入したが、購入した車にはブレーキに不具合があった。Bには修理して対応する能力がないため、Aは、専門業者に修理をさせた。Aは知人Cに対して、購入価格よりも1割増しの価格で当該中古車を転売する予定であったが、修理に時間がかかったため、転売することができなくなった。Aはどのような請求ができるか。

(2) ブレーキの不具合は、売主Bとの売買契約締結後、引渡しまでの間に、未曾有の大雨洪水があり、中古車が水没したことが原因であった。Aは、どのような請求ができるか。

(買主の追完請求権)

第562条

引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 (略)

(買主の代金減額請求権)

第563条

前条第1項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告

をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 (略)

(買主の損害賠償請求及び解除権の行使)

第564条

前2条の規定は、第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

ア 履行の追完請求を行う必要性はあるか

※事例では既に買主が修理をしているため必要性に乏しい。

※もっとも、売主としては、仮に不具合があった場合の修理業者を契約書で指定するなどし、過大な修理費用の主張が買主からなされないようにするのも有用（第562条但書参照）。

イ 履行の追完の催告なく代金減額請求を行うことはできるか

※代金減額請求の規律に注意（第563条2項各号）

※買主で修理を行った場合、履行の追完が不能（同項1号）、もしくは買主が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らか（同項4号）といえらるるため、催告は不要と考えられる。

ウ 代金減額請求権を行使した場合の減額幅どのように定まるか

※代金減額請求により減額される代金額の算定の在り方は解釈に委ねられている。

※減額幅の算定方法を契約書に明示しておくのが有用。例えば、キズの修理をした場合は、当該修理費分を減額するなど（端的に修理費を売主が負担するという条項も考えられる）。

エ 代金減額請求権を行使した後、さらに損害賠償請求を行うことは可能か。

※買主Aの立場としては、転売利益（履行利益）の賠償も受けたい。

※売主Bの立場としては、代金を減額したのにさらに損害賠償請求を受けるのは酷。

■損害賠償請求と代金減額請求の関係

- ・要件の違い：帰責事由の要否

損害賠償請求には、帰責事由は必要（第415条1項但書）

代金減額請求には、帰責事由は不要（第563条参照）

- ・効果の違い：転売利益の扱い

損害賠償請求の場合、履行利益も賠償の範囲に含まれる。

代金減額請求の場合、含まれない（「不適合の程度に応じた代金の減額」との文言）

■代金減額請求をした場合における他の救済手段の行使の可否

代金減額請求と両立しない損害賠償請求や解除は不可と解されている。

【筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』279頁】

買主が代金減額請求権（形成権）を行使したときは、契約の内容に適合しなかった部分について、代金債務の減額と引換えに、引渡債務の内容も現実に引き渡された目的物の価値に応じて圧縮され、契約の内容に適合したものが引き渡されたものとみなされることになると考えられる。したがって、この場合には、売主には債務の不履行（契約との不適合）はなかったことになるから、代金減額請求権を現に行使した後は、これと両立しない損害賠償の請求や解除権の行使をすることはできない。

→買主としては、不具合があるからといって安易に代金減額請求を行わないよう注意すべき。不具合による損害額が未だ不明な段階で代金減額請求を行うと、後で損害が生じたとしても、不具合を理由とする損害賠償請求ができなくなる可能性がある。

→代金減額に加えて損害賠償も可能としたいのであれば、契約書で明示すべき。「買主が代金減額請求を行った場合であっても、当該不具合を原因として発生した損害の賠償を請求できる。」といった文言が考えられる。

→逆に売主としても、代金減額に応じた後の損害賠償に応じたくないのであれば、その旨契約書で明示すべき。

「買主が代金減額請求を行った場合、買主は、当該不具合を原因として発生した損害の賠償請求を行うことはできない。」といった文言が考えられる。

オ 不具合の発生につき売主に帰責事由がない場合の買主の救済手段

※履行の追完，代金減額，損害賠償及び解除それぞれの救済手段について，売主の帰責事由の要否を把握しておくことが重要。

救済手段	売主の帰責事由の要否
履行の追完	不要
代金減額	不要
損害賠償	必要
解除	不要

第3 改正民法下における危険負担・危険の移転に関する問題

【事例1-5】

買主Aは，売主Bから，Bが所有する中古車を購入したが，当該中古車は，契約締結後，引渡し前に地震によって滅失してしまった。Aは，Bに対して，代金の支払義務を負うか。

【事例1-6】

買主Aは，自動車メーカーの販売店である売主Bから，新車を購入したが，購入した車には，ブレーキに不具合があり，その車体には，大きなキズが付いていた。Aは，Bに対して，不具合を修理するように求めたが，地震によりAが保管していた車が滅失した。Aは，Bに対して，新車の引渡し又は滅失したことに伴う損害の賠償を請求することができるか。

1 現行法のルール

危険負担制度とは，双務契約の一方の債務が債務者の帰責事由によらずに履行不能となった場合における債権者の反対債務の帰すうを定めるもの。

原則：債権者の負う反対債務は消滅する（債務者主義）（現行536条1項）

例外：債権者の負う反対債務は存続する（債権者主義）

①特定物に関する物件の設定又は移転を目的とする双務契約等について債務者の責めに帰すべき事由によらないで目的物が滅失又は損傷した場合（現行534条）

②債権者の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合（現行536条2項）

2 現行法の問題点

特に例外①の場合，特定物売買における目的物引渡し以前の滅失等について，買主の代金債務が存続することとなり，買主にとって過大なリスクを負わせている。

3 改正法のルール

改正法

第534条及び第535条 削除

(債務者の危険負担等)

第536条

当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。

- 2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

(目的物の滅失等についての危険の負担)

第567条

売主が買主に目的物(売買の目的として特定したものに限る。以下この条において同じ。)を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。

- 2 売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときも、前項と同様とする。

・特定物に関する物権の設定又は移転を目的とする双務契約等について債権者主義を定める現行第534条及びこれを前提とする同535条を削除

・危険の移転に関するルールを売買の規定として新設

→これにより改正法の下では、売買における危険の移転時期を引渡しとする契約条項を定める必要性はなくなる。もっとも、何を「引渡し」と解するかについては従前通り明示しておくべきと考えられる。

4 事例1—5について

改正法の下では、第567条1項が適用される結果、契約で特に定めなくとも、Aは代金支払義務を負わない。



5 事例1-6について

- ・既に新車の引渡しはなされているが、不具合のある新車を引渡すことによって、危険が移転するとして良いか。
- ・改正第567条2項において、買主の受領遅滞の場合にも危険が移転するものと定められていることとのバランス（当事者の公平の観点）

→事例1-6のような場合、改正民法において明記されているわけではないが、契約に適合しない目的物の引渡しでは危険は移転しないとの考え方も十分あり得る。

→このような場合を想定して契約書を作成するのも紛争を予防する手立てとなる。

Ex. 契約目的、目的物の詳細事項（性質、品質、数量等）、代金支払義務の帰趨、買主が代金支払義務を負うとして、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、解除についてどのような内容の請求を可能とするのか、などを明示する。

